

(2)市町村単独事業の実施状況の詳細

【凡例】

種別	内容
医療費助成	重度心身障害者医療費助成・精神障害者入院医療費助成
診断費助成	精神障害者保健福祉手帳用診断書料への補助
通所支援	障害福祉サービス事業所等への通所交通費補助
移動支援	タクシーコードの給付、市町村営バスへの運賃免除 自動車運転免許取得のための助成、外出時の送迎サービス等
公営住宅	優先入居・家賃補助、入居資格の緩和
住居支援	民間住宅住居支援、グループホーム家賃助成 家具等転倒防止器具取付補助金
手当助成	福祉手当、一時介護料の助成、新規就労支度金 はり・きゅう・マッサージ費用の助成等
生活支援	配食サービス、日常生活給付事業等

【実施状況】

市町村	種別	1制度/2助成制度/3サービス名	対象者	内容
習志野市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 習志野市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
習志野市	医療費助成	精神障害者入院医療費助成	6ヶ月以上入院している精神障害者(児)	健康保険適用の医療費の自己負担額のうち4分の1を助成。所得制限あり。
習志野市	公営住宅	公営住宅の優先入居	精神障害者保健福祉手帳所持者	詳しいことは、受付課にお問い合わせください。
習志野市	公営住宅	公営住宅の入居資格緩和	精神障害者保健福祉手帳所持者	障害者手帳等級により入居条件が緩和。
習志野市	住居支援	グループホーム家賃助成	グループホームを利用している方で所得区分が低所得の方	家賃の自己負担額の2分の1を助成(上限月額2万円)
習志野市	通所支援	施設等通所交通費助成	障がい福祉施設に通う障がい者	【公共交通機関利用者】交通費の8分の2を助成(上限月額5千円) 【車・バイク・自家用・車・乗用車利用】1台あたり100円を助成(上限月額千円)
習志野市	移動支援	バス運賃割引(ハイビーバス)	精神障害者保健福祉手帳所持者	本人・介護入院とし5割引き
習志野市	移動支援	福祉タクシー運賃助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者で非課税又は生活保護を受給している方	500円の券を月5枚、年60枚以内で交付
習志野市	生活支援	当事者交流会	精神科や心療内科に通院している方、ひきこもりの方	外出の機会がない方や、デイサービスや地域活動支援センター等の施設への参加に不安のある方々で、情報交換や語り合いをする茶話会。月1回開催。
八千代市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 八千代市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
八千代市	医療費助成	精神障害者入院医療費助成制度	1年以上八千代市に住民基本台帳の登録があり、1か月以上入院している精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者の保護者。 障害者、保護者及び親等以内の姻族の当該年度民税課税額10万円未満であること。 ※重度心身障害者医療費助成対象者は除く。	保険診療内。医療費自己負担の4分の1を助成(上限月額1万円)
八千代市	診断費助成	精神障害者保健福祉手帳用診断書助成	八千代市に住民基本台帳の登録がある者	5千円を限度に助成
八千代市	公営住宅	公営住宅の入居資格の緩和	・精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者は、単身入居の資格があり、単身入居が可能な部屋にお申込みいただけます。 ・入居を申し込みの方、または同じくする親族のどなたかが、精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者の場合、申込資格の収入の基準が緩和されます。	詳しいことは、健康福祉課にお問い合わせください。
八千代市	通所支援	通所交通費助成	地域活動支援センターⅢ型通所者	1か月の通所に要する交通機関の運賃の2分の1を助成(上限月額5千円) 但し、地域活動支援センターⅢ型の通所に限る。
八千代市	移動支援	障害者等タクシー利用助成事業	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	八千代市と契約しているタクシー事業者等に乗車した際に、タクシー料金が1,000円以上の場合は、最大500円助成。
八千代市	生活支援	配食サービス	調理困難な障害者	1日1食(夕食)助成額:1食あたり100円助成
八千代市	生活支援	八千代市避難行動要支援者登録制度	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	災害時ににおいて自分で避難することが困難で、地域に支援を希望する方について避難行動要支援者名簿を避難支援者等関係者へ提供します。
鎌ヶ谷市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 鎌ヶ谷市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
鎌ヶ谷市	医療費助成	精神障害者入院医療費助成	1年以上鎌ヶ谷市に住民基本台帳の登録があり、1か月以上入院している精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者の保護者。 障害者、保護者及び親等以内の姻族の当該年度民税課税額10万円未満であること。 ※重度心身障害者医療費助成対象者は除く。	保険医療費自己負担額の3分の1(上限月額1万7千円)
鎌ヶ谷市	移動支援	コミュニティバスきょう号	精神障害者保健福祉手帳所持者	50%割引(精神障害者保健福祉手帳提示)
鎌ヶ谷市	移動支援	鎌ヶ谷市福祉タクシー事業	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	助成額810円のタクシー券を交付(上限年間24枚)
船橋市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 船橋市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
船橋市	医療費助成	精神障害者入院医療費助成	市内に住民票を有する、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者	精神障害の治療で医療機関へ入院した場合、保険診療による自己負担の一部を助成(上限月額1万6千円)
船橋市	公営住宅	公営住宅の優先入居	精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者	詳しいことは、住宅政策課にお問い合わせください。
船橋市	公営住宅	市営住宅の入居資格緩和	精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者	収入基準の1級の入居資格を一般世帯に比へ緩和
船橋市	住居支援	民間賃貸住居入居支援	精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者	家賃の支払いができる方にもかかわらず、連帯扶助金が確保できないとの理由により民間賃貸住宅への入居に苦慮している障害者世帯に対して、民間賃貸住宅情報の提供、入居保証を行うとともに、低所得者については賃貸等債務保証契約時に要する費用の一部を助成。
船橋市	住居支援	グループホーム等入居者家賃助扶	障害者グループホーム及び生活ホームに入居している方 (市町村民税課税者や生活保護の住宅扶助受給者を除く)	1か月の家賃額から特定障害者特別給付料を控除した額の2分の1を助成(上限2万円)。 特定障害者特別給付料の支給対象ではない場合は、1か月分の家賃額の2分の1を助成(上限2万5千円)。
船橋市	住居支援	家具転倒防止器具設置費用の補助	精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方及び65歳以上で要支援または要介護認定を受けている方のみの世帯 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方及び65歳以上で要支援または要介護認定を受けている方のみの世帯 ※その他扶助世帯あり	重度障害者や要支援・要介護の認定を受けている高齢者のみの世帯を対象に、家具などの転倒防止器具設置費用の一部を助成(上限2万円)。 ※市ホームページに掲載された登録事業者以外の施行は対象外。
船橋市	手当助成	心身障害者一時介護料の助成	65歳未満である障害を有している方 ・身体障害者手帳所持者で肢体不自由1、2級　またはこれに準ずる方 ・療育手帳所持者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・交通事故、脳血管疾患等による脳損傷が原因で、知的な機能に障害を有すると医師に診断された方	心身障害者を介護している家族が病気等の理由で一時に介護が困難となった時 又は自活する心身障害者等が一時に介護が必要となった時、福祉施設又は福祉団体に介護を依頼した場合に、その費用の全部または一部を助成 ・1日4時間未満(限度額)2千500円 ・1日4時間以上(限度額)5千円 ・1泊(限度額)5千円
船橋市	手当助成	新規就労支度金	中・高等学校及び中等教育学校の特別支援学級、または盲、ろう特別支援学校を卒業後5年以内に新規に就職し、就労してから1年以内の方	就職が次のいずれにも該当する場合に2万1千円を支給する ア.雇用契約に基づく就労であること(就職継続支援A型、試用及び就労体験を除く) イ.就労時間の定めのある場合、当該労働期間が1か月以上であること ウ.1週間当たりの所定労働時間が20時間であること(ただし、重度障害により長時間の労働に耐えられないと認められる場合はこの限りではない)。
船橋市	手当助成	施設入居者就職支援金	下記の全てに該当する方 1.就労移行支援又は就労継続支援の実績を受け、利用している方 2.就労移行支援又は就労継続支援について自己負担のない方 3.就職又は自営することにより就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所を退所することになった方 4.就職に必要な「生活用品を購入した方」(※例:革靴、腕時計又はバックなど)	就職が次のいずれにも該当する場合に就職に必要な生活用品を購入した費用を支給する(限度額3万6千円) 1.雇用契約に基づく就労であること(就職継続支援A型、試用及び就労体験を除く) 2.雇用期間の定めのある場合は、雇用期間が1か月以上であること 3.週の平均労働時間が20時間以上であること(ただし、重度障害により長時間の労働に耐えられないと認められる場合はこの限りではない) ※支給は一度限り。就職した日から1年以内に申請する必要あり。
船橋市	通所支援	障害者施設等通所交通費助成	障害者等施設等(障害者福祉事業所等に含む)に通所している障害者・児とその介護者	【交通機関利用】運賃の2分の1(1か月の限度額5千円) 【自家用車利用】自宅から施設までの通所距離に応じた単価×通所日数(1か月の限度額5千円)
船橋市	移動支援	障害者等移動支援事業	障害者等移動支援事業の対象者のうち、社会的理由で他の迎送手段や手配が得られない、下記のいずれかをお持ちの精神障害者・児 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給証(精神通院医療)	境外での活動が困難な障害者・児が、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出及び通学通所の送迎の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成
船橋市	移動支援	市内路線バスの運賃割引	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	普通乗車券5割引
船橋市	移動支援	福祉タクシー利用料金の助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	通院などの外出時に指定タクシー会社を利用した場合に、利用の2分の1を助成(上限1千200円)
船橋市	移動支援	市営駐輪場の利用料金の免除	精神障害者保健福祉手帳所持者	市営駐輪場の利用料金の免除
市川市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※ただし、以下の場合を除く。 ・65歳以上で新たに上記手帳を取得した方 ・65歳以上で変更・追加・再認定により1級となる方 ・基準となる世帯の市民税所得割額の合計額が23万5千円以上となる場合 ・生活保護受給者	受給券を保険証と一緒に提示する。 市川市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき300円)のみで受診が可能となります。 市民税所得割非課税世帯は無料です。 ※県外の医療機関を受診した場合など、すでに支払った医療費の給付を後日受ける場合(償還払い)は、市指定の請求書に医療機関の領収書写しを添えて障がい者支援課に提出してください。
市川市	医療費助成	精神障害者入院医療費助成	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※ただし、以下の場合を除く。 ・65歳以上で新たに上記手帳を取得した方 ・基準となる世帯の市民税所得割額の合計額が23万5千円以上となる場合 ・生活保護受給者	保険診療自己負担金の2分の1と、入院時食事代標準負担額の2分の1の合計額を助成(月額限度額3万円)
市川市	公営住宅	優先入居(新築のみ対象)	精神障害者保健福祉手帳1・2級	市営住宅の入居申し込みをした者に係る世帯が規則で定める心身障害者(1・2級)を含む世帯に該当するときは、優先的に入居者として決定することができます。
市川市	公営住宅	住宅困窮度の加点	精神障害者保健福祉手帳1・2級	市営住宅の入居申し込みをした者に係る世帯が心身障害者(1・2級)を含む世帯に該当するときは、住宅困窮度に応じて加点する。
市川市	住居支援	家具転倒防止器具等取付費用補助金	市川市に居住し、住民登録がある市民税非課税世帯で、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方。 ※ただし①65歳以上の方、②身体障害者手帳(1・2級)・療育手帳所持者と同居している場合も対象となります。	一時に有料で介護を受けた場合、その費用の一部または全部を助成。 (介護人が配偶者、3歳等以下の親族や住居・生計同一者である場合、介護保険法などの法令に基づく給付を受けられるサービスである場合など、対象外となる介護があります)
市川市	手当助成	障がい者(児)一時介護料助成	精神障害者保健福祉手帳を所持する方。医師により精神障がい者であると診断された方。	賃助成額(時間ごとの賃助成額に上限あり) ・生活保護世帯:介護料の全額(年間限度額6万円) ・市民税所得割世帯:介護料の8割(年間限度額6万円) ・その他の世帯:介護料の割合(年間限度額3万円)
市川市	手当助成	はり・きゅう・マッサージ施術費助成	精神障害者保健福祉手帳を所持する18歳以上の方で、申請時に市民税個人非課税である方	市に登録された施術所で利用できる助成券(助成額800円)、年間24枚を限度として交付します。
市川市	通所支援	通所交通費助成	市川市に居住し、かつ住民登録がある障がい者で、障害福祉サービスのうち生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、もしくは地域活動支援センターを利用する方	交通機関(電車・バス)の利用については1か月分の運賃の2分の1、自転車、オートバイ、自家用車の利用については月額千円 (月5日以上通所の場合)。ただし自宅・事業所の距離が直線1km以上又は1日50円×通所日数(月4日以下通所の場合)を助成。 ※施設から交通費を支給されている場合は、その金額を差し引きます。 ※1か月に助成限度額2万円
市川市	移動支援	福祉タクシー利用券等助成	精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方 ※ただし、以下の場所を除く。 ・本人の年齢が18歳未満では、保護者の属する住民基本台帳上の世帯の市民税所得割額の合計額が16万円以上となる場合	市川市と協定を結んでいるタクシー会社を利用した場合に利用料を差し出す。 後日、タクシー運賃の2分の1(限度額1千200円)が助成されます(利用券の交付枚数は年間312枚を限度とします)。
市川市	生活支援	避難行動要支援者名簿	生活の基盤が自宅(市川市)にあり、精神障害者保健福祉手帳を所持する方 (施設入所者、長期入院している方を除く)	あらかじめ自分の情報を市へ登録していただきます。 登録名簿は地域の支援者と共に、平常時の防災活動、災害時の安否確認・避難誘導等に活用します。
市川市	生活支援	ひとり暮らし高齢者等配食サービス	精神障害者保健福祉手帳を所持する方 ※ただし、①65歳以上の方、②要介護または要支援の認定を受けている40～65歳未満の方 ③障害者手帳をお持つの40歳以上の方と同居している場合も対象となります。	食事の支度が困難なひとり暮らしの障がい者等に対し、訪問聞き取り調査を行い必要に応じて配食サービスを提供します。 利用料1食500円。
市川市	生活支援	公衆浴場入浴券	精神障害者保健福祉手帳を所持する方で、住居に入浴設備のない方 ※ただし、以下の場合を除く。 ・市民税所得割世帯に属する方 ・市川市高齢者に対する健康入浴券を受けている方	公衆浴場の入浴券(1か月につき6枚、年間72枚)を交付します。 ※クリーンスパ市川市の温泉施設では大人料金で一部自己負担額が生じます。
浦安市	医療費助成	浦安市重度障がい者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳から74歳の方は、後期高齢者医療への加入が必須。	受給券を保険証(マイナンバーカード)と一緒に

浦安市	生活支援	給食サービス（安否確認）	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者で、一人暮らし、または障がい者の世帯で食事の調理が困難な方。	安否確認を目的として、1週間に2回を限度に夕食を配食する。 1食あたり、400円の自己負担あり。（令和7年10月1日から自己負担は391円）	
浦安市	住居支援	グループホーム家賃助成	浦安市において障害福祉サービス（共同生活援助）を受けており、グループホーム入居者の方で、市町村民税が非課税世帯に属する方※生活保護法による被保護世帯に属する方の除く	1か月分の家賃額（国からの給付費を除く）の2分の1（1,000円未満切り捨て） 月額給付上限20,000円	
浦安市	生活支援	日常生活用具給付事業	精神障害者保健福祉手帳所持者で聴覚過敏であると認められた方	イヤーマフ（両耳を覆うことで、聴覚過敏に対応することができるもの）を購入する際の費用を1万円を上限に給付する。 (原則、1名の自己負担あり)	
松戸市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 松戸市が設定している自己負担金（入院1日、通院1日につき、300円）のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。	
松戸市	助成手当	一時介護の助成	精神障害者保健福祉手帳所持者の介護者	1人につき年度上限額5千円、1日当たりの介護時間により助成額が異なる。 支給対象期間は、介護の委託1回につき、その委託の期間の初日から3日間とする。	
松戸市	助成手当	はり・きゅう・あん摩・マッサージ等補助券	18歳から65歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者	最も経済的且つ合理的と認められる路線に掛かる経費として「乗車券代（往復）×通所日数」と「定期代」を比較し、より低い金額を助成（上限1万円） ※電車・バスの併用に限り上限2万円	
松戸市	通所支援	障害者施設等通所交通費の助成	障害者施設等に通う方に対して、通所に掛かる交通費を助成	通院等のためにタクシーを利用する場合、その運賃の一部を助成 ※自動車燃料費助成との併用不可	
松戸市	移動支援	福祉タクシー利用券等助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	通院等のために自家用自動車を利用する場合、その燃料費の一部を助成 ※福祉タクシー利用券との併用不可	
松戸市	移動支援	自動車燃料費の助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	受給券を保険証と一緒に提示する。 流山市が設定している自己負担金（入院1日、通院1日につき、300円）のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。	
流山市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	手帳2枚の方に対し、精神科以外の医療機関での医療診療の自己負担を2分の1を助成。	
流山市	医療費助成	重度障害者医療費助成制度	精神障害者保健福祉手帳2級所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者の精神入院療養費を負担する保険者（ないときは障害者本人）。 保険者は親権者を行使する者、配偶者（内縁関係にある者を含む。）、流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（令和6年流山市告示第3号）第2条第1号に規定するパートナーシップ、扶養者のいのちかの関係が精神障害者とある者であって当該精神障害者の医療費を負担しているもの。	30日以上の精神入院療養費4分の1を助成（上限月額1万円）。市民税所得割額による要件あり。 ※重度心身障害者医療費助成が受けられる場合は対象外。
流山市	手当助成	流山市福祉手当	精神障害者保健福祉手帳所持者	流山市が設定している自己負担金（入院1日、通院1日につき、300円）のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。	
流山市	手当助成	就労支援施設等利用者負担金助成	就労支援施設等利用者負担金助成	流山市の授業で就労移行支援又は就労継続支援事業所に通所し、1割の自己負担金が発生する障害者 地元活動支援センター、福祉事業所に通っている方、市内に居住し、流山市に住民票がある方（他市の接遇等を受けている方は除く）又は、本市の接遇等を受けている方。 ※生活保護受給者を除く	流山市から授業を受けた就労移行支援、就労継続支援事業所利用者で、1割の自己負担金がある方に対して金額を償還する。
流山市	移動支援	通所交通費助成	通所交通費助成	生活介護施設、自立訓練施設、就労移行支援施設、就労継続支援施設（A・B）に通っている方で流山市の障害福祉サービスの支給決定を受けている方。流山市障害者就労支援センター、福祉事業所に通っている方、市内に居住し、流山市に住民票がある方（他市の接遇等を受けている方は除く）又は、本市の接遇等を受けている方。 ※生活保護受給者を除く	交通費を2分の1助成する（上限月額1万円）。 自家用車利用者は市町から通所施設までの距離により助成。 JR連絡支援事業所（A）では利用者と施設が雇用契約を結び就労しており、施設から通勤手当等の通所に要するための費用に相当するものが支給されている場合、市からの重複支給を避けるため、当該金額を控除する。
流山市	移動支援	福祉タクシー利用券助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者（自動車燃料費と選択）	流山市と契約した福祉タクシーを利用した場合、運賃の9割を助成（上限720円）。1ヶ月6枚の利用券を発行する。	
流山市	移動支援	自動車燃料費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者（福祉タクシーカードと選択）	ガソリンはリットルにつき50円割引、軽油は1リットルにつき30円割引。いずれも月25リットルまで。年間300リットルを限度とする。	
流山市	移動支援	市内巡回バス、流山ぐりーンバス	精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者の名まで	精神障害者保健福祉手帳表示手帳提示で半額	
我孫子市	医療費助成	我孫子市重度障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級 ※65歳以上で対象の手帳を新たに取得（交付）もしくは等級変更により1級になった場合は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 我孫子市が設定している自己負担金（入院1日、通院1日につき、200円、保健調剤は無料）のみで受診が可能となります。 市民税所得割額による要件あり。	
我孫子市	通所支援	障害者支援施設等通所費用助成	障害者支援施設または福祉作業所通所者 ※生活保護受給者は対象外	障害者施設または地域活動支援センターに通所する場合にかかる交通費を助成。年2回（11月、5月）に支給。 ・鉄道及び路線バスは、走る通所方法により要する普通往復運賃の半額を助成します。 ・自家用車は、2キロメートル未満日額50円、以降2キロメートルごとに50円加算した金額が日額になります。 ・原付（自動二輪含む）は、自家用車を利用した場合の4分の1が日額となります。	
我孫子市	移動支援	ガイドヘルパー	自立支援医療（精神通院）利用者または精神障害者保健福祉手帳所持者 ※65歳以上の新規利用は不可	屋外での移動が1人で困難な在宅の方にガイドヘルパーを派遣し外出を支援。年齢に応じて支給時間が変わります。	
我孫子市	移動支援	福祉タクシー利用券等助成	精神障害者保健福祉手帳1級	福祉タクシーカード（年間10枚）を交付し、初回料金を助成します。上限は720円です。	
我孫子市	手当助成	我孫子市福祉手当	精神障害者保健福祉手帳1級所持者（市町村民税の非課税の方。均等割のみ課税の場合は半額支給。生活保護を受給者は対象外。施設入所者、グループホーム入居者等は対象外）	月額6500円又は3250円を年2回（9月、3月）支給する。	
我孫子市	住居支援	障害者グループホーム等入居者家賃助成	障害者グループホームに入居している方（市町村民税の非課税の方。生活保護受給者を除く）	助成月額上限あり。対象経費の2分の1の額を助成する。	
柏市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 柏市が設定している自己負担金（入院1日、通院1日につき、300円）のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。	
柏市	医療費助成	柏市精神障害者医療費助成	・対象となる精神疾患の入院加療を受けているかた。（精神作用物質による急性中毒及び依存症、知的障害、認知症による入院は除く。） 【要件】 ①入院加療に係る医療費を負担していること。 ②入院加療を受ける前日まで引き続き、柏市に1年以上居住し、かつ、柏市の住民基本台帳に1年以上記録されていること。※1※2 ③同一住居に居住する扶養義務者の該当年度における市民税所得割額が160,000円未満であること。 ※1：配偶者及び親権者を含む。 ※2：他疾患等で入院加療を受けている場合は居住とみなさない。	保険医療費自己負担分の2分の1を助成する（入院中の登録が必要）。	
柏市	診断書助成	柏市精神障害者保健福祉手帳交付診断料助成	精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要な診断書の交付を受けた者 ※柏市に居住かつ住民登録のある方のみ	診断書（精神障害者保健福祉手帳用）の作成に係る料金について、5,000円を上限に助成する。	
柏市	手当助成	柏市福祉手当	精神障害者保健福祉手帳1級所持者で柏市に居住している者（施設入所者は除く）	月額1万1千円の福祉手当を年3回（8月、12月、4月）支給する。	
柏市	住居支援	柏市障害者グループホーム入居者家賃給付	障害者グループホーム及び移動の障害者生活ホームに入居されている方 ※運送料金、生活保護受給者を除く	1月につき、対象者が負担する入居家賃額（家賃額から特定障害者特別給付費10,000円を差し引いた後の自己負担額）の2分の1に相当する額を助成する（上限2万5千円）	
柏市	住居支援	柏市家具転倒防止器具等取付補助金	(1)精神障害者保健福祉手帳1級 ・柏市に住民票があり、病院・施設に入院・入所していない在宅の方 ・世帯の方員が市町村民税非課税 ・精神障害者保健福祉手帳1級に該当する障害者のみの世帯 注意：次の場合は(1)に該当する障害者のみの世帯とみなします A(1)に該当する障害者と18歳未満の方(※)の世帯 イ(1)に該当する障害者と65歳以上の方(※)の世帯 ウ(1)に該当する障害者と18歳未満(※)及び65歳以上(※)の方の世帯 ※18歳未満の方または65歳以上の方は重度障害者でなくとも可	家具等転倒防止器具の購入費・材料費・取付け費を1度量の障害者1人あたり1万円を限度に助成する。	
柏市	通所支援	柏市障害福祉サービス事業施設等通所者交通費助成	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援（A・B）施設・地域活動支援センターに通所されている方 ※生活保護受給者を除く	1.交通機関利用は月毎にかかった費用の2分の1の額で5千円が限度額 2.自家用車等利用は自宅から通所施設までの距離により助成	
柏市	移動支援	予約型相乗りタクシー「カシワニクル」	精神障害者保健福祉手帳所持者	運賃から100円引き	
柏市	移動支援	柏市福祉タクシー運賃助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者で柏市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者 ※長期間入院・施設入所者は除く	福祉タクシーカード（タクシー乗車1回につき720円を限度に助成するもの）を1年度につき120枚（同一生計者全員の市民税所得割額の合計が16万円以上である者は60枚）交付する。 じん臓機能障害1級で、人工透析治療を受けている者は、1年度につき240枚（同一生計者全員の市民税所得割額の合計が16万円以上である者は120枚）交付する。	
柏市	移動支援	柏市心身障害者自動車燃料費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者で柏市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者 ※長期間入院・施設入所者は除く	自動車燃料費ガソリン1リットルあたり54円、軽油1リットルあたり33円を1年度につき600リットル（同一生計者全員の市民税所得割額の合計が16万円以上である者は300リットル）まで助成する。	
柏市	生活支援	ごみ出し困難者の支援収集	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※ごみ出しをすることができる同居者がいる場合は不可	市が無償で玄関までごみの収集に伺う。	
野田市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 野田市が設定している自己負担金（入院1日、通院1日につき300円）のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。	
野田市	医療費助成	精神障がい者入院医療費助成	精神障がい者入院している方	精神疾患で入院した際の医療費の適用の自己負担額の2分の1を助成する（食費除く）	
野田市	通所支援	障害者支援施設等通所者交通費助成	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型、地域活動支援センターに通所されている方 ※生活保護受給者を除く	障害者支援施設等に通うための交通費を原則として、運賃が2千円以下の場合は運賃の額。	
野田市	移動支援	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	精神障害者保健福祉手帳1級所持者と付添人	2千円を超える場合は2千円・超えた額の2分の1を助成（上限2千円）。	
野田市	移動支援	病院送迎バスの空席を活用した高齢者等移動支援事業	精神障害者保健福祉手帳所持者	市内2病院で運行している送迎バスの空席を活用し、通院以外にも買い物や駅などのために送迎バスを利用できるよう、病院が定める運行ルート上での混乗運行	
野田市	住居支援	障がい者グループホーム等入居者家賃助成金	グループホーム・入居者・家賃の半額を助成、月額上限20,000円まで		
野田市	住居支援	野田市家具転倒防止器具取付事業	対象者に家具転倒防止器具を給付し、取付けを行なう事業		
野田市	手当助成	精神障がい者福祉手当	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	月額2,000円を支給	
成田市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 成田市が設定している自己負担金（入院1日、通院1日につき200円）のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。	
成田市	医療費助成	精神障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者の自支支援医の自己負担分を助成	
成田市	診断書助成	福診診断書助成	精神障害者保健福祉手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者と診断書を助成（上限3千500円）	
成田市	手当助成	福祉手当	精神障害者保健福祉手帳所持者	在宅の精神障害者保健福祉手帳所持者に手当を支給。 【1級】:1万1千500円／1ヶ月 【2級】:1万1千500円／1ヶ月 【3級】:7千円／1ヶ月	
成田市	通所支援	通所交通費助成	通所施設利用者	・公共交通機関利用料・運賃2割の1の額（月額上限1万円） ・自家用車利用・単価（距離に応じて定額×日数）	
成田市	移動支援	市営コミュニティバス	精神障害者保健福祉手帳所持者	無料	
成田市	移動支援	タクシー料金助成	精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者	市が発行する助成券（年間48枚）をタクシー運転手に渡すことで、タクシー料金の半額が助成されます (乗車1回あたり助成上限2千円まで)	
成田市	住居支援	グループホーム家賃助成	障害福祉サービス受取証が交付されており、グループホームに入所していて、生活保護を受けている非課税世帯に属する者。 ただし、グループホーム等の入居者が一時的かつ体験的なものである場合を除く。	助成額は、家賃の10分の1に相当する金額とし、月額25,000円を限度とする。ただし、特定障害者特別給付費が支給される場合は、家賃から当該特定障害者特別給付費を控除した10分の1に相当する額とし、月額17,000円を限度とする。	
成田市	生活支援	配食サービス	食事の調理が困難な在宅の高齢者及び心身障がい者で1日以上継続して配食を希望するもの	利用料は、1食300円とする。ただし生活保護法による被保護者及び中国残留邦人等及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援にかかる費用にに基づく支援給付を受けている者の利用料は、1食200円とする。	
佐倉市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 佐倉市が設定している自己負担金（入院1日、通院1日につき、300円）のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。	
佐倉市	医療費助成	精神障害者入院医療費助成	1.本人及び保護者が本市に引き続き1年以上住民登録があること 2.本人及び保護者の市民税所得割額が10万円未満であること 3.精神疾患を治療目的として1ヶ月以上継続して精神科病院等に入院していること	保険医療費の自己負担額の2分の1	
佐倉市	診断書助成	精神障害者保健福祉手帳診断書文書料助成	精神障害者保健福祉手帳用診断書文書料	診断書文書料を上限5千円で助成	
佐倉市	公営住宅	市営住宅の入居者賃料緩和	精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者	収入基準等の入居者賃料を一般世帯に比べ緩和。詳しいことは、住民課にお問い合わせください。	
佐倉市					

四街道市	通所支援	障害者支援施設通所交通費助成	障害者福祉施設に通う障がいのある方等	ひと月において、開所日数のうち2分の1以上通所。通所に要する費用の月額から通所に必要な経費として別に補助される。又は支給される額を控除した額の2分の1に相当する額とし、月額5千円(自家用自動車のみ利用の場合は月2千円)を上限。
四街道市	移動支援	市内巡回バスヨッピィ	・本人 ・介護者(1人のみ)	無料(介護者1名まで)
四街道市	移動支援	福祉タクシー利用券	対象は精神障害者保健福祉手帳1級所持者	乗車1回の料金の半額(上限千円)年間72枚
四街道市	生活支援	家庭ごみの戸別収集	ひとり暮らし等の精神障害者保健福祉手帳1級所持者	家庭ごみの戸別収集
八街市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 八街市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
八街市	通所支援	施設通所交通費の助成	障害者福祉施設通所者	交通機関利用・実費もしくは定期券の購入額(月額上限7千円) 自家用自動車等:片道1キロメートル以上5キロメートル未満月額千円、片道5キロメートル以上月額2千円
八街市	移動支援	市内巡回バス(ふれあいバス)	精神障害者保健福祉手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳提示表示
印西市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象です。	受給券を保険証と一緒に提示する。 印西市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、200円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
印西市	通所支援	印西市心身障害者(児)施設通所交通費助成	心身障害者(児)施設に通所している人	1ヶ月分の交通費(上限1万円)
印西市	移動支援	市内巡回バス(ふれあいバス)	本人及び介護者(1人のみ)	無料(介護者1名まで)
白井市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 白井市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
白井市	通所支援	通所交通費等助成	精神障害者保健福祉手帳所持者	障害福祉施設等による場合上限月額1万円
白井市	移動支援	福祉タクシー利用券等助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	年間36枚。半額助成(1回上限千円)
白井市	移動支援	白井市循環バス(ナッッパー号)	精神障害者保健福祉手帳所持者	大人150円→50円
白井市	住居支援	グループホーム家賃助成	グループホームを利用している方所得区分が低所得の方、生活保護を受給していない方	家賃の自己負担額の2分の1を助成(上限月額2万5千円)
富里市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 富里市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
富里市	診断費助成	障害者手帳交付診断費助成制度	精神障害者保健手帳の新規・更新・等級変更申請のため手帳用診断書を取得し、取得に際して必要な経費を負担した者	上限額2千500円
富里市	通所支援	障害者通所施設交通費助成	精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者等	生活介護、自立訓練等の利用者が通所するためにかかった交通費や自家用車での通所費を助成します。 ・障害者手帳をお持ちの方 東降ボイント方法:市内50円 市外250円 (障害者手帳をお持ちの小学生:市内50円 市外150円) ・障害をお持ちの方と一緒に利用する方 ドア・ツー・ドア方式:市内400円 市外600円
富里市	移動支援	デマンド交通利用料	デマンド交通 精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害をお持ちの方と一緒に利用する方	利用助成券の交付。 利用1回につき乗車料金の2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは切り上げる)を助成するもの。ただし、その額が千円を超えるときは、千円を限度とする。
富里市	移動支援	福祉タクシー料金助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	事業所に支払った家賃の半額(月額2万5千円を限度。ただし特定障害者特別給付費が支給される場合は、家賃からその額を控除した額の2分の1とし、月額2万円を限度。)を助成します。(所得制限あり)
富里市	住居支援	グループホーム等家賃助成	・障害福祉サービス受給者証を交付され、又は入居に係る本市の承認若しくは決定を受け、現にグループホーム等に入居している者。ただし、地域社会活動事業利用者及び体験利用者を除く ・市町村民税非課税の方 ・生活保護受給者は対象外	月額4千円(支給月:9・3月) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者でその間滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、避難支援、安否確認等の措置を実施するために必要な事項を市へ提供していただきます。登録名簿は地域の支援者と共にあります。
富里市	手当助成	在宅重度心身障害者等福祉手当	精神障害者保健福祉手帳1級所持者(1ヶ月以上の入院または施設入所中の方は対象外)	月額4千円(支給月:9・3月)
富里市	生活支援	富里市避難行動支援受取者名簿	精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者であって、単身世帯のもの(社会福祉施設等の長期入所施設に入所している者を除く。)	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者でその間滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、避難支援、安否確認等の措置を実施するために必要な事項を市へ提供していただきます。登録名簿は地域の支援者と共にあります。
酒々井町	住居支援	市町村独自のグループホーム家賃助成	障害福祉サービス受給者証が交付されており、グループホームに入所して、生活保護を受けていない非課税世帯に属する者。	月額上限2万5千円。対象経費の2分の1の額を助成する。 ただし、特定障害者特別給付費が支給される場合は、対象経費からその額を控除した額の2分の1の額とし、月額上限2万円とする。
酒々井町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
栄町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 栄町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
栄町	移動支援	町循環バス	精神障害者保健福祉手帳所持者	無料
栄町	移動支援	福祉タクシー利用助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	福祉タクシー利用券の交付。
栄町	通所支援	通所施設通所交通費助成	通所施設を利用している精神障害者	就労継続支援等の施設施設利用者に付し交通費を助成する。 ・交通機関利用 定期乗車券購入額(上限1万円/月)
香取市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証または資格認証書等と一緒に提示する。 香取市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
香取市	医療費助成	精神障害者医療費助成金	精神障害者保健福祉手帳所持者 非課税世帯	非課税世帯で1ヶ月以上のお入院患者の保護者に対して月5千円助成をする。
香取市	公営住宅	入居要件の緩和	精神障害者保健福祉手帳所持者	障害者手帳等級により入居条件が緩和される。
香取市	公営住宅	所得の考慮	精神障害者保健福祉手帳所持者	家賃算定の際に控除により、所得を考慮する。
香取市	移動支援	タクシー券の給付	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	申請月から当年度の3ヶ月まで4枚(1枚500円) 1回につき、福祉タクシー券2枚(還貸が1,000円未満の場合は1枚)
香取市	移動支援	コミュニケーションバス運賃待合 かとくろ(ルート運行)	精神障害者保健福祉手帳所持者	100円
香取市	移動支援	香取市乗合タクシー運賃待合 かとくろ(区域運行)	精神障害者保健福祉手帳所持者	片道5kmまで300円、5km以上600円
神崎町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 神崎町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
神崎町	移動支援	福祉タクシー助成	精神障害者保健福祉手帳所持者	1か月につき3千円助成(現物給付)
多古町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 多古町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、200円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
多古町	移動支援	福祉タクシー助成	精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者	登録業者のタクシー利用料に限り、利用券を運転手に提出する。 町内移動は自己負担金200円。 町外移動は助成上限100円。
多古町	住居支援	障害者グループホーム等入居者家賃助成	障害者グループホーム等に入居している。 生活保護を受けていない。 市町村民税非課税世帯に属している。	障害者グループホーム等の入居に係る家賃(入居に係る敷金、礼金、保証金、管理費、共益費等を除く。)が対象。 家賃算定の際に控除により、所得を考慮する。
東庄町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 東庄町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。
東庄町	移動支援	東庄町福祉タクシー事業	精神障害者保健福祉手帳所持者	1枚500円の福祉タクシー券を月3枚、年間最大36枚交付。 タクシー利用1回につき、3枚まで利用可能。
鏡子市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険保険の記号・番号がわかるものと一緒に提示する。 鏡子市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
鏡子市	移動支援	福祉タクシー利用助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	1枚400円の福祉タクシー利用助成券を1月あたり4枚(年間最大48枚)交付。 1回に4枚(1,600円)まで利用可能。
旭市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 旭市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
旭市	移動支援	福祉タクシー利用等	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	1枚あたり500円助成 最大48枚(じん臓機能障がいで人工透析治療を受けている者 最大年192枚)
旭市	移動支援	コミュニケーションバス	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	200円→100円
旭市	移動支援	デマンド交通	精神障害者保健福祉手帳所持者	500円→400円
匝瑳市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 匝瑳市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
匝瑳市	移動支援	市内巡回バス	精神障害者保健福祉手帳所持者及び介助者1名まで	50%割引
匝瑳市	移動支援	福祉タクシー券	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	1回千円助成。年24枚
東金市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を加入医療保険情報がわかるものと一緒に提示する。 東金市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき300円、保険調剤は無料)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は入院・通院についても無料です。
東金市	通所支援	障害者支援施設等通所交通費助成	東金市で支給決定を受けた通所施設等利用者	月額上限千円
東金市	移動支援事業	屋外での移動に困難がある者	原則1割負担	
東金市	移動支援	市内巡回バス(福岡路線、豊成路線)	本人のみ運賃100円 本人のふり100円割引	
東金市	移動支援	東金市乗合タクシー	申請書を提出し、年間24回を限度に1回あたり900円を上限に助成。	
東金市	移動支援	福祉タクシー	受給券を保険証と一緒に提示する。 東金市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。	
山武市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	山武市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
山武市	移動支援	山武市移動支援事業	精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療(精神通院)受給者証の所持者で障害支援区分判定を受けている者	通院・通所等を除く、外出支援を行なう。 障害福祉サービスや介護保険制度が利用できる場合はそちらが優先となる。
山武市	移動支援	市内基幹バス	精神障害者保健福祉手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳提示により100円引き
山武市	移動支援	乗合タクシー	精神障害者保健福祉手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳提示により100円引き
山武市	移動支援	山武市福祉タクシー利用助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	乗車1回につき上限1000円(限度1回1年につき48回)を助成する。
大網白里市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 大網白里市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
大網白里市	移動支援	福祉タクシー券		タクシーの初乗り料金が最大で500円まで無料になる券を年24枚交付
九十九里町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 九十九里町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
九十九里町	移動支援	移動支援事業	屋外での移動に支援が必要な方	介護活動等の社会参加のための外出における移動中の支援
九十九里町	住居支援	障害者グループホーム等入居者家賃助成	障害者総合支援法により支給決定を受けている者。市町村民税非課税世帯に属する者。生活保護を受けていない者。	詳しいことは、社会福祉課にお問い合わせください。
芝山町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成		

横芝光町	移動支援	横芝光号成田便	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	町内の主要施設から成田空港を経由しイオンモール成田を結ぶコミュニティバスで、時刻表に基づいて決まったルートを運行します。 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、手帳を提示することにより運賃が無料となります。現金での運賃の支払いは大人(中学生以上)300円の半額の150円。 ICカードでの運賃のお支払いは大人(中学生以上)270円の半額の135円で利用することができます。 詳しいことは、企画空港課 企画政策班 にお問い合わせください。 【電話】0479-84-1279
横芝光町	移動支援	横芝光町デマンド(乗合)タクシー(りあいよびー号)	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	利用者登録した方からの電話またはインターネットにて予約を受け、自宅などから目的地まで乗り合いで利用できる公共交通機関です。 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、手帳を提示することで、大人(中学生以上)300円の半額の150円で利用することができます。 利用する際には、必ず利用登録をする必要があります。 詳しいことは、企画空港課 企画政策班 にお問い合わせください。 【電話】0479-84-1279
茂原市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 茂原市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
茂原市	移動支援	福祉タクシー券	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	1枚1,000円の助成券を年間36枚配布(月3枚)1回の利用につき2枚まで利用可。 詳しいことは、建設課 企画政策班 にお問い合わせください。
茂原市	公営住宅	公営住宅の優先入居	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	受給券を保険証と一緒に提示する。 1宮町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
一宮町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 1宮町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
睦沢町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	受給券を保険証と一緒に提示する。 睦沢町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、0円)のみで受診が可能となります。
睦沢町	移動支援	睦沢町福祉タクシー事業	精神障害者保健福祉手帳所持者	1回の利用につき、3千円を上限にタクシーチケットの助成 食事代の半額免除、65歳以上の方の新規登録者の食事代免除あり
長生村	医療費助成	重度心身障害者医療費助成制度	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	グループホーム利用者(体験)
長生村	住居支援	グループホーム家賃補助(体験のみ)	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	長生都市内の医療機関、長生村役場、長生村総合福祉センター、JR八高線、村内の郵便局、長生農業組合高根支所 ※買い物や村外金融機関への送迎等は不可 年間最大48枚(月4枚)
長生村	移動支援	外出支援サービス	精神障害者保健福祉手帳1級保持者 (家族等による送迎ができない人)	タクシーを利用した際の乗車料金1回につき1千500円までの助成 年間最大48枚(月4枚)
長生村	移動支援	福祉タクシー	精神障害者保健福祉手帳所持者	受給券を保険証と一緒に提示する。 白子町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
白子町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外。	受給券を保険証と一緒に提示する。 白子町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、0円)のみで受診が可能となります。
白子町	住宅支援	グループホーム家賃助成	グループホーム利用者(要件あり)	要件を満たすグループホーム利用者に対して家賃の2分の1を助成する。(ただし上限額あり)
白子町	移動支援	白子町福祉タクシー事業	精神障害者保健福祉手帳所持者	町と協定を締結したタクシーシャー事業者を利用する際、タクシーチケットの一部を助成 (年最大48,000円)
長柄町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	受給券を保険証と一緒に提示する。 長柄町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、0円)で受診が可能となります。
長柄町	移動支援	長柄町高齢者等外出支援タクシー	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者	福祉タクシーを利用する際に利用資格者証を提示。 降車の際に利用券(最大千円×3枚)を運転者に提出することにより利用金額から差し引いた金額を支払う。
長柄町	移動支援	長柄町路線バス利用促進事業	長柄町高齢者等外出支援タクシーの利用資格者証を受けた者	長柄町内に運行する路線バスの回数券及び定期券の2分の1相当の金額を補助する。
長南町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 長南町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
長南町	医療費助成	結核・精神医療費助成	全町民が対象。精神障害により長期療養を必要としている方	自立支援や高齢医療費等を差し引いた自己負担に対する扶助(償還払い)
長南町	移動支援	長南町福祉タクシー	1.町民税が非課税で次のいずれかに該当する方 身体障害者手帳1~3級、療育手帳A、Ⓐの1、Ⓐの2、Aの1、Aの2、精神障害者手帳、脳機能障害で人工透析治療を受けている者 妊産婦の者(非課税である必要なし)	福祉タクシー利用料1ヶ月あたり3,000円分を交付。 ※人工透析治療を受けている者の福祉タクシー利用券1ヶ月あたり21,000円分を交付。 妊産婦の者
勝浦市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 勝浦市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
勝浦市	医療費助成	精神障害者医療費支給事業	精神疾患で入院している方	低所得者対象に6ヶ月以上入院している方の入院費の保険診療分2分の1を助成 単身で八人部屋が認められる。
勝浦市	公営住宅	公営住宅の入居資格の緩和	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	家賃算定の際に八人部屋の控除が設けられており、直接的な補助は行っておりません。 詳しいことは、都市建設課にお問い合わせください。
勝浦市	公営住宅	公営住宅の家賃補助	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	精神障害者特別給付費が支給される場合は、対象経費からその額を控除した額の2分の1の額とし、月額上限2万円とする。
勝浦市	移動支援	勝浦市デマンドタクシーの料金割引	精神障害者保健福祉手帳所持者とその介助者	精神障害者保健福祉手帳所持者とその介助者
勝浦市	住居支援	グループホーム家賃助成	障害者総合支援法により支給決定を受けているグループホーム等入居者で、市民税非課税世帯に属する者。生活保護を世帯に属する者を除く。	障害者総合支援法により支給決定を受けているグループホーム等入居者で、市民税非課税世帯に属する者。生活保護を世帯に属する者を除く。 受給券を保険証と一緒に提示する。 ただし、特定障害者特別給付費が支給される場合は、対象経費からその額を控除した額の2分の1の額とし、月額上限2万円とする。
いすみ市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 いすみ市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
いすみ市	移動支援	福祉タクシー利用券等助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	いすみ市指定タクシーシー会社で利用できるタクシーカードを交付。(助成金は1回の利用につき1千500円を限度として年間24枚を交付します。)
いすみ市	移動支援	いすみ市路線バス使用料(運賃)無料	精神障害者保健福祉手帳所持者	いすみ市が市整体構築へお問合せください。
いすみ市	公営住宅	公営住宅家賃の減免	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	家賃の一部を助成(上限月額2万5千円)
いすみ市	住居支援	グループホーム家賃助成	福祉サービス受給証が交付されているグループホーム入居者であって市町村民税非課税世帯に属するもの	頭部保護帽を購入する際の費用を助成(保護帽の種類により限度額あり)
いすみ市	生活支援	日常生活用具給付	精神保健福祉手帳所持者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	受給券を保険証と一緒に提示する。
大多喜町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 大多喜町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
大多喜町	移動支援	地域生活支援事業 移動支援	精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療(精神通院)利用者	移動時の介助。本人の所得に応じて利用料の1割負担(上限あり)
大多喜町	移動支援	外出支援サービス	精神保健福祉手帳1級及び2級で自家用車を持っていない者	年間9ヶ月まで町に限ってタクシーチケット料金の助成を行っている。自己負担分は、利用料金の2割となります。
大多喜町	移動支援	自動車運転免許取得助成	精神保健福祉手帳1級及び2級で自家用車を持っていない者	自動車の運転免許証を取得することにより就労等社会活動への参加に効果のあると思われる人に対して、免許取得に要する費用の一部(限度額10万円)を助成する。
御宿町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 御宿町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
御宿町	移動支援	福祉タクシー利用券等助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	1枚100円の福祉タクシーカードを月15枚(最大年間180枚交付)1回の使用は10枚1,000円まで。
御宿町	移動支援	御宿町乗合運行	・本人 ・介護者(1人のみ)	精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介助者については1車両通常300円が200円で利用可能
館山市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 館山市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
南房総市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 南房総市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
銀南町	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 銀南町が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
銀南町	移動支援	銀南町循環バスの運賃減額(半額)	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	本人・介護者(1人)・半額
鴨川市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 鴨川市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
鴨川市	移動支援	コムニティバス	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	半額(詳しいことは、企画政策課にお問い合わせください。)
木更津市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外(所得制限あり)	受給券を保険証と一緒に提示する。 木更津市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
木更津市	医療費助成	精神障害者医療費助成制度	木更津市に1年以上住民登録をされている方で、精神疾患の治療のために入院、または精神科・心療内科等に自立支援医療(精神通院)を利用して通院する方。(所得制限あり)	入院の場合は健康保険適用分の医療費、通院の場合は自立支援医療(精神通院)の適用を受けた医療費を助成します。
木更津市	移動支援	自動車運転免許取得費の助成	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	就労等社会参加を目的として自動車運転免許を当該年度に取得した場合、10万円を限度に助成
君津市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 君津市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。 市町村民税所得割非課税世帯は無料です。
君津市	医療費助成	精神障害者医療費給付制度	下記のいずれにも該当する者 ・自立支援医療(精神通院)を受けている者又は精神疾患により入院している者 ・君津市の住民基本台帳に引き続き1年以上登録されている者 ・医療機関において1か月以上にわたり精神障害の治療を受けている者	精神障害の治療のため医療機関に通院・入院した場合、保険診療による自己負担分を給付する。
君津市	公営住宅	公営住宅の優先入居	精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級所持者	詳しいことは、建設課にお問い合わせください。
君津市	公営住宅	公営住宅の家賃補助	精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者	詳しいことは、建設課にお問い合わせください。
君津市	移動支援	君津市移動支援事業	屋外での移動に著しい制限のある精神障害者(児)であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等)の経済活動に係る外出、通常2ヶ月以上にわたる外出に相当でないと認める外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)のため個別に移動支援を行なう必要があるもの。 上記を満たし、下記のいずれかを満たす者。 1.君津市に居住地を有する者 2.特定施設に入所障害者等、特定施設等への入所前に君津市に居住地を有していた者	自己負担額は、サービス費用の1割に相当する額。 ただし、利用決定者が生活保護者、又は利用決定者及び当該利用決定者と生計を一にする者が市町村民税非課税者であるときは、無料。
君津市	移動支援	君津市コムニティバスの料金割引	精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者1名	精神障害者保健福祉手帳の提示で運賃を100円とする。
富津市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 富津市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能となります。
富津市	医療費助成	精神障害者医療費助成制度	富津市に1年以上住む方	精神疾患に関する入院医療費を助成(市民税課税世帯8割、非課税10割、課税23万5千円以上の場合は対象外)
袖ヶ浦市	医療費助成	重度心身障害者医療費助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※袖ヶ浦市で障害サービスの接護を行なう者に限る ※65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外	受給券を保険証と一緒に提示する。 袖ヶ浦市が設定している自己負担金(入院1日、通院1日につき、300円)のみで受診が可能。
袖ヶ浦市	医療費助成	精神障害者医療費等助成制度	袖ヶ浦市に居住する方、通院の実績を受け	

市原市	医療費助成	精神障害者医療給付	<p>次の条件を全て満たす入院者又はその扶養義務者等で入院費を負担している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院者が1年以上市原市に住所を有していること ・入院者が1ヶ月以上継続して精神疾患の治療のために入院していること ・入院者と同一保険世帯員の市民税所得割額の合計が23万5千円未満であること <p>※生活保護受給者、重度心身障害者医療費助成受給者は対象外。</p>	保険診療による入院費の自己負担額の2分の1又は4分の1(食事療養費は対象外)
市原市	手当助成	福祉手当	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	精神障害者保健福祉手帳1級所持者に対し、月額手当金を支給(施設入所は対象外)
市原市	移動支援	福祉タクシー利用券等助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	福祉タクシー券(年間100枚)利用により900円までを助成
市原市	移動支援	障害者支援施設等通所者交通費助成	障害者施設等に通所している障害者等	交通機関利用の場合は2分の1を乗じた額とし、自家用車、原動機付自転車及び自転車の場合は住宅から施設等までの距離と日数に応じた設定金額を助成。それぞれ8千円を上限とする。